

○平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月21日

条例第21号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 実施機関（第3条～第6条）

第3章 平塚市個人情報保護審査会（第7条～第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 実施機関

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 保有個人情報が記録されている文書又は図画を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚として算出した額とする。

（2） 保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを交付する方法 用紙1枚につき10円（カラーで出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に出力された用紙を交付するとき

は、片面を1枚として算出した額とする。

(3) その他実施機関が認める開示の実施の方法 保有個人情報記録されている行政文書の写し等の作成に要する費用に相当する額

2 前項の手数料は、当該開示を受けるときまでに納めなければならない。

(写し等の送付の求め)

第4条 実施機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写し等の送付を求めることができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第5条 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、2万1,000円に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間につき、3,950円。この場合において、行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間として算出した額とする。

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託をする場合にあっては、当該委託を受けた者に対して支払う額に相当する額

2 法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額に相当する額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者 1万2,600円

3 前2項の手数料は、当該契約を締結するときまでに納めなければならない。

(実施機関の施策を講ずる場合等における諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改廃する場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定める場合

(3) その他実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

第3章 平塚市個人情報保護審査会

(設置)

第7条 次に掲げる事項を処理するため、平塚市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(組織)

第8条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

- 4 委員は、自己の利害に係る議事（第7条第1号に掲げる事項に係るものに限る。）に参加することができない。

（意見の聴取等）

第12条 審査会は、その調査審議事項（第7条第1号に掲げる事項に係るものに限る。）について必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報を提示し、又は開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容について審査会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料を提出するよう求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、当該保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提示若しくは提出を求めることができる。

- 3 諮問庁は、第1項の規定による保有個人情報の提示又は資料の提出の求めがあったときは、これを拒んではならない。

（提出資料の写しの送付等）

第13条 審査会は、前条第1項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面（以下この条において「資料等」という。）の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他の正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がない

と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、市民部市民情報・相談課で処理する。

第4章 雑則

(施行の状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 審査会の委員の選任のために必要な行為その他審査会の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。